

平成29年11月市議会総務委員会資料

第123号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1～8ページ
条例の新旧対照表	9～11ページ

総務部

平成29年11月

一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の趣旨

人事・給与制度において以前から課題としてあった、(1) 若年層と高齢層における給与格差の是正、(2) 医療職及び現業職の給与水準の引き上げ、(3) 職務・職責に応じた人事・給与制度の見直しを総人件費の枠内における配分の見直しにより行いたいため、関係条例を改正しようとするもの。

また、自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当について、支給対象距離を延長することに伴い、距離に応じた上限額に改定しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 長崎市職員等の旅費に関する条例
- (3) 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 人事・給与制度の見直しの内容

(1) 若年層と高齢層における給与格差の是正

ア 査定昇給制度の見直し

(ア) 査定昇給号数の見直し

査定昇給号数を12号給から16号給（消防職は4号給から8号給）に見直す。

(イ) 査定昇給実施時期の見直し

行政職及び医療職については、40歳代で実施する査定昇給2号給を、勤続5年目に実施する査定昇給へ統合し、昇給号給数を4号給とする。現業職については、勤続11年目で実施する査定昇給4号給を勤続8年目において実施する。

(2) 医療職及び現業職の給与水準の引き上げ

ア 在級年数の見直し

給料表	内 容
医療職	医療職給料表(2)の4級及び医療職給料表(3)の3級の職務への昇格時期を行政職に準じ、次のとおり見直す。 ・大卒 勤続15年 ・短大卒 勤続18年 ・高校卒 勤続20年
現業職	4級の昇格基準を「3級在級15年以上」から国家公務員に準じ「経験年数25年以上かつ3級61号給以上」に見直す。 (現業職給料表及び上下水道企業職給料表(2))
行政職	高校卒の職員に係る3級の在級年数を9年から8年に見直す。 (行政職給料表及び上下水道企業職給料表(1))

(3) 職務・職責に応じた人事・給与制度の見直し

ア 職務の見直しに伴う等級別基準職務表の改正

(7) 職務の廃止等

項目	内容
職務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職及び医療職 主査、主任技師及び主任看護師の職務 ・行政職 5級～8級の係長、課長及び次長等の困難な業務を行う職務
職務の級の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・5級と6級に区分している主幹の職務の級を6級に改正
給料表の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職の課長、次長及び部長を行政職給料表に切替 ・医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の6級及び7級を廃止

(4) 職務の新設

職名	職務・職責	配置基準
課長補佐	<p>課長の補佐として、課内全般における業務の進行管理から連絡調整まで、幅広く課内業務に携わる役割を担う。</p> <p>また、課長の補佐として、職員の管理監督業務を行う。</p>	<p>原則、2人以上の係長が配置され、かつ係員が10人以上いる課に配置する。</p> <p>原則、1つの課に複数の課長補佐は配置しない。</p>
主任	<p>係内の一職員として、担当業務は持つこととなるが、合わせて係内の業務遂行を円滑に推進する役割を担う。</p> <p>なお、職員の管理監督業務は行わない。</p>	<p>原則、係長を除いた係員5人以上の係に配置する。</p> <p>原則、1つの係に複数の主任は配置しない。</p>
上席専門官	<p>専門官として身につけた、特に高度な専門能力を活かし、係内の一職員として担当業務を行う。</p> <p>なお、職員への当該業務に対する助言は行うが、職員の管理監督業務は行わない。</p>	<p>特に高度な知識を蓄積して貢献できる人材が必要な所属に配置する。</p>
専門官	<p>専門性の高い分野において、専門能力を活かし、係内の一職員として担当業務を行う。</p> <p>なお、職員への当該業務に対する助言は行うが、職員の管理監督業務は行わない。</p>	<p>知識を蓄積して貢献できる人材が必要な所属に配置する。</p>

イ 給料の調整額の支給

係長に給料の調整額として10,200円を支給する。

ウ 期末手当・勤勉手当の役職加算の見直し

行政職に係る期末手当・勤勉手当の役職加算を国家公務員の給与制度に準じて次のとおり改正し、医療職についても行政職に準じて改正する。

職務の級等	改正前	改正後
3級	役職加算なし	5%
4級係長※	5%	10%
6級	10%	15%

※4級の副主幹、主任及び専門官については、5%（現行のとおり）

エ 退職手当の調整額の区分の見直し

行政職の4級の職務（係長、主任及び専門官等）に係る退職手当の調整額の区分に準じ、医療職における同様の職務に係る調整額の区分を、第7号区分（調整額21,700円）から第6号区分（調整額27,100円）に見直す。

4 給料月額に係る経過措置

職務の見直しに伴い給料月額が減額となる職員については、切替後の給料の月額（係長の給料の調整額を含む。）が平成30年3月31日に受けていた給料月額に達しない場合は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間において、1年につき月額8千円の減額を上限とする段階的な経過措置を行う。

5 人事・給与制度の見直しに伴う所要額

(1) 単年度所要額

項目	所要額（全会計）
ア 査定昇給制度の見直し	183,502千円
イ 在級年数の見直し	35,090千円
ウ 職務の廃止	▲657,048千円
エ 職務の新設	345,567千円
オ 給料の調整額の支給	75,949千円
カ 期末手当・勤勉手当の役職加算の見直し	78,342千円
キ 退職手当の調整額の区分の見直し	648千円
合計（制度完成時）	62,050千円

(2) 給料月額に係る経過措置額（現給保障）

期間	所要額（全会計）
平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）	136,461千円

(3) 平成29年度人事・給与制度の見直しに伴う所要額

査定昇給制度の見直しに伴う所要額

会計 項目	一般	特別	企業	合計
所要額	24,072千円	144千円	1,761千円	25,977千円

6 通勤手当に係る支給対象距離及び上限額の改定

自動車等の交通用具を使用する職員の通勤手当に係る支給対象距離及び通勤手当の上限額を次のとおり改定する。

項目	改正前	改正後
支給対象距離	40 kmまで	65 kmまで
上限額	31,785円	50,885円

【交通用具に係る通勤手当の算定方法】

$$1\text{kmあたりの距離単価} \times \text{交通用具の使用距離} = \text{通勤手当の額}$$

7 施行日

平成30年4月1日

等級別基準職務表及び級別在級年数基準表

1 行政職給料表及び上下水道企業職給料表(1)

職務の級	標準的な職務 (主なもの)		学歴・在級年数					
	現 行	見直し後	現 行			見直し後		
			高卒	短大卒	大卒	高卒	短大卒	大卒
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	8	6	3	8	6	3
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	4/12	4/10	4/7	4/12	4/10	4/7
3級	1 主事又は技師 2 主任(消防職) 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務(消防職)	1 主事又は技師 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務(消防職)	9/21	8/18	8/15	8/20	8/18	8/15
4級	1 係長 2 主査	1 係長 2 主任 3 専門官	/					
5級	1 主幹(特定主幹※2以外) 2 係長(困難)	1 課長補佐 2 上席専門官						
6級	1 課長又は室長 2 主幹(特定主幹※2) 3 主幹(困難:特定主幹※2以外)	1 課長又は室長 2 主幹						
7級	1 次長 2 署長 3 課長又は室長(困難) 4 主幹(困難:特定主幹※2)	1 次長 2 署長						
8級	1 部長(市長が定めるものを除く。) 2 理事又は政策監 3 次長(困難) 4 署長(困難)	1 部長(市長が定めるものを除く。) 2 理事又は政策監						
9級	1 部長(市長が定めるものに限る。) 2 消防局の局長	1 部長(市長が定めるものに限る。) 2 消防局の局長						

※1 中学卒は高卒+3年 ※2 特定主幹は、都市経営室の主幹及び物品契約主幹
 ※3 学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。
 ※4 在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。

2 現業職給料表及び上下水道企業職給料表(2) (等級別職務分類表及び級別在級年数基準表)

職務の級	標準的な職務		学歴・在級年数			
	現 行	見直し後	現 行		見直し後	
			中卒	高卒	中卒	高卒
1級	定型的な業務を行う職務	定型的な業務を行う職務	9	6	9	6
2級	相当の技能又は経験を必要とする職務	相当の技能又は経験を必要とする職務	9/18	9/15	9/18	9/15
3級	高度の技能又は経験を必要とする職務	高度の技能又は経験を必要とする職務	15/33	15/30	10/28	10/25
4級	1 職長・士長 2 班長・副長 3 班長補・副長補	1 職長・士長 2 班長・副長 3 班長補・副長補	/			
5級	1 職長・士長(困難業務) 2 班長・副長(困難業務) 3 班長補・副長補(困難業務)	1 職長・士長(困難業務) 2 班長・副長(困難業務) 3 班長補・副長補(困難業務)				

※1 学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。
 ※2 在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。

3 医療職給料表(2)

職務 の級	標準的な職務		学歴・在級年数							
	現 行	見直し後	現 行				見直し後			
			短大2	短大3	大卒	新大6	短大2	短大3	大卒	新大6
1級	栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（以下「 <u>栄養士等</u> 」という。）の職務	管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士（以下「 <u>管理栄養士等</u> 」という。）の職務	3	2	0	0	3	2	0	0
2級	1 薬剤師又は獣医師 2 <u>栄養士等</u> （困難）	1 薬剤師又は獣医師 2 <u>管理栄養士等</u> （困難）	<u>11/14</u>	<u>11/13</u>	<u>12</u>	<u>10</u>	<u>5/8</u>	<u>5/7</u>	<u>5</u>	<u>2</u>
3級	1 薬剤師又は獣医師（困難） 2 <u>栄養士等</u> （特に困難）	1 薬剤師又は獣医師（困難） 2 <u>管理栄養士等</u> （特に困難）	<u>13/27</u>	<u>13/26</u>	<u>13/25</u>	<u>13/23</u>	<u>10/18</u>	<u>11/18</u>	<u>10/15</u>	<u>13/15</u>
4級	1 係長 2 <u>主任技師</u> 3 <u>主査</u>	1 係長 2 <u>主任</u> 3 <u>専門官</u>	/							
5級	1 <u>課長</u> 2 <u>主幹</u>	1 <u>課長補佐</u> 2 <u>上席専門官</u>								
6級	<u>次長</u>	※級の廃止(行政職切替)								
7級	<u>部長</u>	※級の廃止(行政職切替)								

※1 学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。
 ※2 在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。 ※新大6は、獣医師及び薬剤師

4 医療職給料表(3)

職務 の級	標準的な職務		学歴・在級年数					
	現 行	見直し後	現 行			見直し後		
			短大2	短大3	大卒	短大2	短大3	大卒
1級	準看護師	準看護師	0	0	0	0	0	0
2級	保健師、助産師、看護師又は養護教師の職務	保健師、助産師、看護師又は養護教師（以下「 <u>保健師等</u> 」という。）の職務	<u>25</u>	<u>24</u>	<u>22</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>15</u>
3級	1 <u>主任看護師</u> 2 <u>主査</u>	保健師等（困難）	/					
4級	係長	1 係長 2 <u>主任</u> 3 <u>専門官</u>						
5級	1 <u>課長</u> 2 <u>主幹</u>	1 <u>課長補佐</u> 2 <u>上席専門官</u>						
6級	<u>次長</u>	※級の廃止(行政職切替)						
7級	<u>部長</u>	※級の廃止(行政職切替)						

※1 学歴・在級年数欄の左側の数字は、「当該級の必要在級年数」を、右側の数字は「累積年数」を示す。
 ※2 在級年数は目安であり、当該年数により必ず昇格するものではない。

給与制度の見直しの影響額

1 行政職（大学卒モデル）・・・一般事務職、技術職等

(1) 専門官昇任モデル（55歳4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現 行 の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増 減 額 ②－①
歳	年	円	円	円
25	3	197,100	197,100	-
30	8	241,800	250,500	8,700
40	18	342,200	326,500	▲15,700
50	28	376,500	345,500	▲31,000
定年退職時月額		380,200	365,800	▲14,400
生涯給与		222,057千円	214,292千円	▲7,765千円

(2) 主任昇任モデル（勤続年数15年4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現 行 の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増 減 額 ②－①
歳	年	円	円	円
25	3	197,100	197,100	-
30	8	241,800	250,500	8,700
40	18	342,200	351,800	9,600
50	28	376,500	378,200	1,700
定年退職時月額		380,200	380,200	-
生涯給与		222,057千円	225,210千円	3,153千円

2 医療職(2)（大学6卒モデル）・・・獣医師・薬剤師

専門官（4級）昇任モデル（勤続年数15年4級昇格モデル）

年齢	勤続年数	現 行 の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増 減 額 ②－①
歳	年	円	円	円
25	1	211,500	211,500	-
30	6	241,700	253,600	11,900
40	16	317,500	335,000	17,500
50	26	345,500	352,500	7,000
定年退職時月額		352,500	352,500	-
生涯給与		203,945千円	210,247千円	6,302千円

※年齢、勤続年数及び給料月額は4月1日現在（定年退職時月額を除く。）

※生涯給与には、給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当のほか退職手当を含む。

3 医療職(2) (大学4卒モデル)・・・管理栄養士・医療技術員等
 専門官(4級)昇任モデル(勤続年数15年4級昇格モデル)

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
25歳	3年	202,000円	202,000円	-円
30	8	234,300	246,500	12,200
40	18	313,300	332,000	18,700
50	28	345,500	350,300	4,800
定年退職時月額		352,500	352,500	-
生涯給与		207,756千円	214,506千円	6,750千円

4 医療職(3) (大学4卒モデル)・・・保健師、看護師等
 3級昇任モデル(勤続年数15年3級昇格モデル)

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
25歳	3年	224,000円	224,000円	-円
30	8	251,300	253,100	1,800
40	18	312,700	328,000	15,300
50	28	353,200	356,900	3,700
定年退職時月額		361,800	361,800	-
生涯給与		216,157千円	219,446千円	3,289千円

5 現業職(高校卒モデル)・・・環境整備士、調理員、庁務員、運転士等
 班長補昇任モデル(経験年数25年4級昇格モデル)

年齢	勤続年数	現行の 給料月額①	見直し後の 給料月額②	増減額 ②-①
25歳	7年	194,300円	194,300円	-円
30	12	218,800	218,800	-
40	22	280,100	283,200	3,100
50	32	312,300	315,500	3,200
定年退職時月額		335,800	346,200	10,400
生涯給与		200,762千円	206,097千円	5,335千円

※年齢、勤続年数及び給料月額は4月1日現在(定年退職時月額を除く。)

※生涯給与には、給料、地域手当、期末手当及び勤勉手当のほか退職手当を含む。

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p style="text-align: center;">○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>31,785円</u>を超えない範囲内において市長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が<u>4級</u>以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6～7 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <p>医療職給料表(1) 略</p> <p>医療職給料表(2) <u>給料表略</u></p> <p>備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、<u>栄養士</u>、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士その他の医療技術職員で市長が定めるものに適用する。</p> <p>医療職給料表(3) 略</p> <p>別表第3 略</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 当該職員の使用する自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、<u>50,885円</u>を超えない範囲内において市長が定める額</p> <p>(3) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が<u>3級</u>以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でこれに相当する職員として当該各給料表につき市長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制上の段階、職務の級等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</p> <p>6～7 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2</p> <p>医療職給料表(1) 略</p> <p>医療職給料表(2) <u>給料表略</u></p> <p>備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、<u>管理栄養士</u>、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科衛生士その他の医療技術職員で市長が定めるものに適用する。</p> <p>医療職給料表(3) 略</p> <p>別表第3 略</p>

現 行

改 正 案

【第2条関係】

○長崎市職員等の旅費に関する条例

(昭和29年長崎市条例第29号)

附 則

(鉄道賃等の支給対象者の範囲の縮小)

- 11 鉄道賃及び船賃の額については、市長が定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、別表第1備考以外の部分船賃の欄中「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃」とあるのは「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては下級の運賃」と、同表備考1中「1等の旅客運賃を支給する」とあるのは「市長又は副市長については1等の旅客運賃を、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の7級以下の職務の級にある者については2等の旅客運賃を支給する」と、同表備考2中「1等の急行料金とする」とあるのは「市長又は副市長については1等の急行料金と、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の7級以下の職務の級にある者については2等の急行料金とする」と、同表備考4中「当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合に限り支給する」とあるのは「市長又は副市長が当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り支給する」と、同表備考7中「特別船室料金を徴する場合には」とあるのは「特別船室料金を徴する場合には、市長又は副市長に限り」として、これらの規定を適用する。

別表第1

旅費額

職名又は職務の級				略
市長又は副市長				
行政職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)	
9級以下	4級以下	7級以下	7級以下	
5級以上	2級以上	5級以上	5級以上	
4級以下	1級	4級以下	4級以下	

備考 略

附 則

(鉄道賃等の支給対象者の範囲の縮小)

- 11 鉄道賃及び船賃の額については、市長が定める旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、別表第1備考以外の部分船賃の欄中「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃」とあるのは「運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては下級の運賃」と、同表備考1中「1等の旅客運賃を支給する」とあるのは「市長又は副市長については1等の旅客運賃を、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の5級以下の職務の級にある者については2等の旅客運賃を支給する」と、同表備考2中「1等の急行料金とする」とあるのは「市長又は副市長については1等の急行料金と、行政職給料表の9級以下、医療職給料表(1)の4級以下又は医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の5級以下の職務の級にある者については2等の急行料金とする」と、同表備考4中「当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合に限り支給する」とあるのは「市長又は副市長が当該料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り支給する」と、同表備考7中「特別船室料金を徴する場合には」とあるのは「特別船室料金を徴する場合には、市長又は副市長に限り」として、これらの規定を適用する。

別表第1

旅費額

職名又は職務の級				略
市長又は副市長				
行政職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)	
9級以下	4級以下	5級	5級	
5級以上	2級以上			
4級以下	1級	4級以下	4級以下	

備考 略

現 行

改 正 案

別表第 2

移転料

職名又は職務の級				略
市長又は副市長				
行政職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)	
9級以下 7級以上	4級又は 3級	7級又は 6級	7級又は 6級	
6級又は 5級	2級	5級	5級	
4級以下	1級	4級以下	4級以下	

備考 略

【第 3 条関係】

○長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(昭和32年長崎市条例第17号)

(給与の種類)

第 2 条 上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

第 4 条 削除

別表第 2

移転料

職名又は職務の級				略
市長又は副市長				
行政職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)	
9級以下 7級以上	4級又は 3級			
6級又は 5級	2級	5級	5級	
4級以下	1級	4級以下	4級以下	

備考 略

(給与の種類)

第 2 条 上下水道局に勤務する企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料、給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料の調整額)

第 4 条 給料の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職にある職員に対し、その特殊性に基づき支給する。

